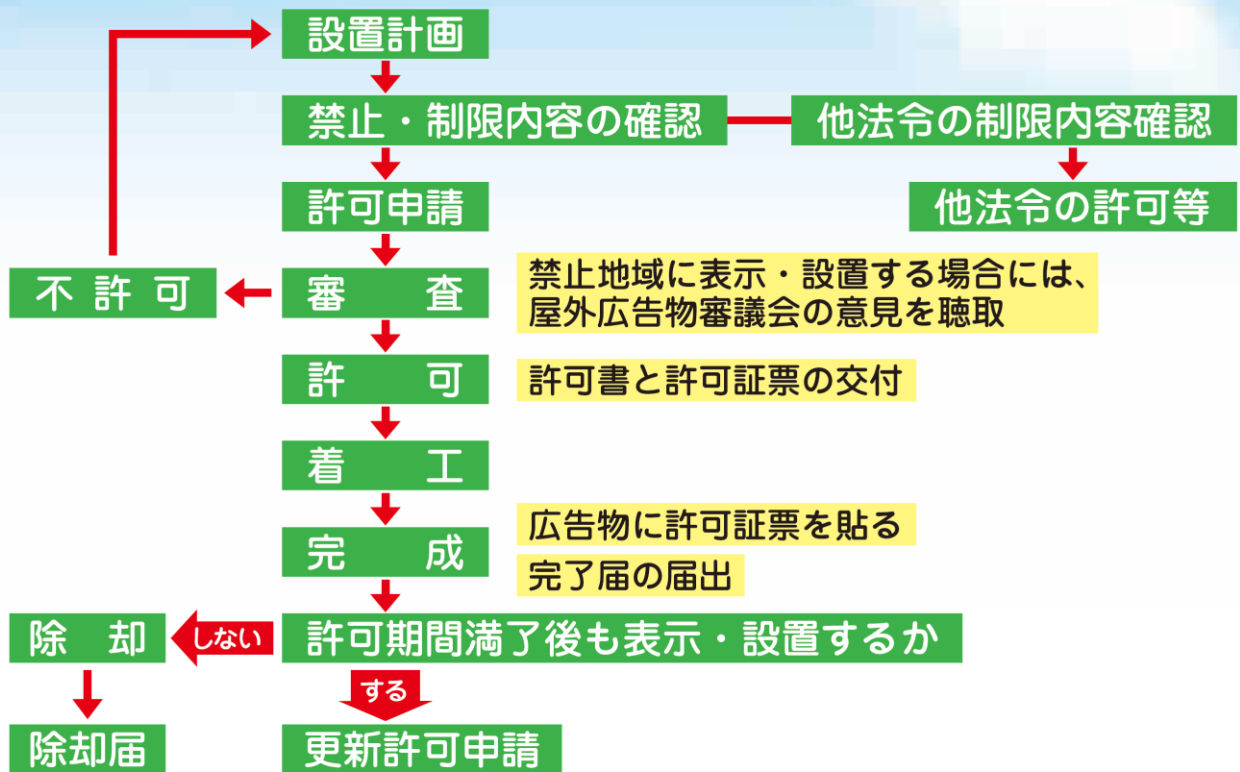


屋外広告物の許可手続き



- 許可手続きは、広告物を表示し、又は設置する場所を所管する **新潟県 南魚沼地域振興局 地域整備部 庶務課 行政係**で行います。表示・設置許可の必要有無を含め、事前相談が必要です。
- 許可申請には、表示・設置する広告物の種類等に応じた手数料が必要となります。 **県の収入証紙により納入してください。**
 なお、禁止地域内に表示・設置する場合の許可申請で、審議会の意見が必要となるものについては、上記手数料とは別に、手数料が加算されますのでご注意ください。
- 許可を受けるためには、許可基準に適合していなければなりません。
- 許可を受ける広告物には、原則として管理者の設置が必要です。
- 広告物の高さが4 mを超える場合は、建築基準法による工作物の確認を要するなど他法令による許可等が必要な場合がありますので、確認してください。
- 許可を受けた広告物を変更・改造しようとするときは、変更許可が必要です。
- 許可期間満了後も広告物を表示し、又は設置しようとするときは、更新許可が必要です。

